

件名	指定難病について
受付日	令和4年6月8日
ご意見・ご提案の概要	国指定難病に指定されていない「骨髄繊維症」について、他県では独自に医療助成を行っているところもあるため、岐阜県でも検討してほしい。
県の考え方	<p>国における指定難病助成制度の対象疾病は、「診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていること」等の要件に基づき、難治性疾患研究班等が整理した情報を、厚生科学審議会（疾病対策部会）で審議し決定しています。</p> <p>県が独自に医療助成を行うことについても、国と同様の考え方のもと進める必要があると考えます。本県には研究機能がなく、診断基準の検討等ができないため、実施は困難ですが、頂いたご意見を参考にしながら、難病対策の取組を進めてまいります。</p>
担当課	健康福祉部 保健医療課